

唾液 PCR 検査キット販売規約

第1条（目的）

1. 本規約は、楽天株式会社（以下「楽天」といいます。）が取り扱う新型コロナウイルス唾液 PCR 検査キットその他これに関連する商品（以下「本商品」といいます。）の購入を希望する者（以下「申込団体」といいます。）が、本商品の購入に関して遵守すべき基本的な事項を定めることを目的とします。
2. 本規約に同意して本商品の購入を希望する申込団体は、楽天が定める様式により、本規約に対する申込みを行うものとし、当該申込みを楽天が承諾した場合、当該時点において、楽天と申込団体との間で本商品の売買に関する基本契約（以下「本基本契約」といいます。）が成立するものとし、

第2条（個別契約の締結）

1. 本基本契約に基づき楽天が申込団体に売り渡す商品の品名、品質、規格、数量、単価、納入日、納入先、引渡し条件、その他取引に関する具体的な事項は、個別契約において定めるものとし、（本基本契約と個別契約を総称して、以下「本契約」といいます。）。
2. 個別契約は、申込団体が楽天所定の注文書に必要事項を記入した上で楽天に通知（電子メール等の電子的な方法を含みます。）し、楽天がこれを承諾することによって成立するものとし、
3. 本基本契約の内容と個別契約の内容が抵触する場合には、個別契約が本基本契約に優先するものとし、

第3条（納入及び検収）

1. 楽天は、個別契約に基づき所定の納入場所において本商品を申込団体に納入するものとします。
2. 申込団体は、本商品の受領後、直ちに申込団体及び楽天が別途協議した方法により検収を行うものとし、検収の結果、本商品の数量過不足又は本商品の全部若しくは一部に外見上明らかな不良を発見したときは、速やかに楽天に通知するものとし、受領した日から起算して10日のうちに当該通知がない場合は、検収が完了したものとみなします。
3. 前項の通知があった場合、楽天は、代品の納入又は追加納入、超過分の引き取りその他楽天が合理的に適切と考える対応を行うものとし、楽天が代品の納入又は追加納入を行った場合には、前項の規定を準用するものとし、

第4条（所有権及び危険負担）

1. 本商品の所有権は、第3条に基づく検収の完了をもって楽天から申込団体に移転するものとします。
2. 本商品の納入前に生じた本商品の滅失、毀損、変質、その他一切の損害は、申込団体の責に帰すべきものを除き楽天の負担とし、本商品の納入後に生じたこれらの損害は、楽天の責に帰すべきものを除き申込団体の負担とします。

第5条（支払）

1. 楽天は、第3条第1項に基づく納入が完了した本商品の代金を、毎月末日をもって締め切り、申込団体に対して、翌月20日までに請求書を送付するものとします。
2. 申込団体は、本商品代金について、前項の締切日の翌々月末日（金融機関の休業日にあたる場合は、その前日）までに、楽天の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。なお、銀行の振込手数料は、申込団体の負担とします。
3. 前二項の規定にかかわらず、申込団体が本契約に違反し、又は第15条第1項各号の一に該当することとなった場合には、楽天に対する本商品の代金債務を含む一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに楽天に弁済しなければならないものとします。

第6条（担保責任）

楽天は、第3条に基づく検収完了後は、納入済みの本商品につき、第7条第8項による場合を除き、代品の納入、返金その他一切の責任を負わないものとします。

第7条（提携医療機関等による検査）

1. 申込団体は、申込団体に関係する者（以下「本件受検者」といいます。）に対し、本商品を用いて、楽天が提携する医療機関又は医師（以下「提携医療機関等」といいます。）による唾液を使った新型コロナウイルスPCR検査（以下「本件PCR検査」といいます。）を受けさせることができます。なお、申込団体は、本件受検者に本件PCR検査を受けさせるにあたり別途同意を得なければならない者がいる場合には、あらかじめ当該者による承諾を得なければならないものとします。
2. 楽天は、本件PCR検査を本件受検者に受けさせることを希望する申込団体に対し、あらかじめ提携医療機関等の一覧を交付します。当該申込団体は、当該一覧の中から、本件PCR検査の実施を希望する提携医療機関等を選択し、申込団体は、本件受検者をして、選択した提携医療機関等に対し、楽天所定の方法により本件PCR検査の申込みを行わせます。なお、申込団体は、本件受検者に対し、事前に本件PCR検査における個人情報の取扱いについて説明したうえで、当該取扱いに同意した者だけに本件PCR検査の申込みをさせなければならないが、当該取扱いに同意しない者に本件PCR検査の申込みをさせてはならないものとします。

3. 本件受検者の前項による本件 PCR 検査の申込み及びそれに基づく結果通知は、申込団体及び楽天を経由してなされます。申込団体は、本件 PCR 検査の申込みのとりまとめ及び結果通知について、善良な管理者の注意をもって行うものとします。また、申込団体は、本件 PCR 検査において採取され取り扱われる検体について、厚生労働省その他機関が公表する適切な感染防止策を講じなければならないものとします。
4. 申込団体は、本件受検者に対し、本件 PCR 検査の申込みの有無によって差別的な取扱いをしてはならないものとします。
5. 次の各号に掲げる場合には、提携医療機関等は、当該本件 PCR 検査を拒否することができるものとし、申込団体はあらかじめこれに同意するとともに、本件受検者に対してもこれをあらかじめ同意させるものとします。
 - (1) 本件 PCR 検査の申込みに際して所定の同意書の提出がない場合又はこれに不備がある場合
 - (2) 本件 PCR 検査により採取された検体の採取、保管、提出その他事項について、提携医療機関等及び楽天が定める所定の方法に従っていない場合
 - (3) 本件 PCR 検査により採取された検体が、本件受検者以外の者から採取されたものである疑いがある場合
 - (4) 提出された検体が、本件 PCR 検査に不相当であると認められる場合
 - (5) その他提携医療機関等又は楽天が不相当と判断した場合
6. 本件受検者のうち本件 PCR 検査の結果について陽性の者がいた場合には、申込団体は、保健所への連絡、医療機関との連携その他適切な対応を行うものとします。
7. 申込団体は、申込団体、本件受検者又は一切の転得者（以下「利用者」といいます。）が提携医療機関等から提供を受ける本件 PCR 検査その他一切の役務は、当該提携医療機関等が直接利用者に対して提供するものであり、検査精度を含め、これにつき楽天が何らの責任を負うものではないことを確認するものとします。
8. 申込団体は、楽天に対し、本件受検者が提携医療機関等から本件 PCR 検査の結果通知を受けることができないと合理的に認められる場合において、結果通知をしないことに提携医療機関等に正当な理由がないと認められるときに限り、当該結果通知が受けられない本件 PCR 検査に関する本商品の販売代金の返還を求めることができるものとします。

第8条（不可抗力）

申込団体及び楽天は、天変地変（天候不順を含む。）、感染症・疾病の蔓延、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、仕入先の債務不履行、その他自己の合理的な支配を超える事由による個別契約の全部又は一部の履行遅滞若しくは履行不能について、一切の責任を負わないものとします。

第9条（事情変更）

物価の急激な変動その他事情の変更により、本契約によることが著しく不合理であると認められる場合には、申込団体及び楽天は、当該契約の条件の変更の申入れをすることができるものとします。当該申入れに基づき、申込団体及び楽天は対応を協議するものとします。

第10条（権利の帰属）

本商品及び本商品に付随して楽天から申込団体に提供される販促物等に係る特許権（特許を受ける権利を含みます。）、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）、商標権、ノウハウ等の知的財産権その他の権利は、楽天又は権利を保有する第三者に留保されるものとします。

第11条（権利譲渡の禁止）

申込団体及び楽天は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位及び、本契約から生じた権利義務を、第三者に譲渡又は移転してはならず、かつ、担保に供してはならないものとします。

第12条（秘密保持）

1. 申込団体及び楽天は、本契約の内容及び、本契約に関連して知得した相手方の営業上・技術上その他の業務に関する情報（以下総称して「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として保持管理しなければならず、相手方の書面による承諾を得ることなく、本契約の履行以外の目的に利用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次各号のいずれかに該当する情報は、相手方に係る秘密情報に含まれないものとします。
 - （1）開示時点で、既に公知となっている情報
 - （2）開示時点で、既に自己が適法に保有していた情報
 - （3）開示後に、自己の責めによらず公知となった情報
 - （4）受領後に、秘密情報によらずに独自に開発・創造した情報
 - （5）受領後に、適切な権限を有する第三者から、秘密保持の義務を負うことなく適法に入手した情報
3. 申込団体及び楽天は、相手方に係る秘密情報を、①本契約の履行のために、これを知る必要がある、自己の役職員、子会社（会社法第2条第3号に規定される子会社）、関連会社（会社計算規則第2条第3項第18号に規定される関連会社）、又は親会社（会社法第2条第4号に規定される親会社）、親会社の子会社、関連会社、及び本件目的について相談をする弁護士、公認会計士、その他法律上の守秘義務を負う専門家であって法

律上の守秘義務を負うもの、並びに②相手方が書面により承諾した開示先に対してのみ開示することができ、それ以外の第三者への開示を行うことができないものとし、また、当該開示は、相手方の書面による承諾のない限り、本契約の目的を達成するために必要な範囲に限るものとし、なお、申込団体又は楽天が本項に基づき開示を行った場合、当該開示先に対して本条と同等以上の義務を課すものとし、本契約への違反に該当する当該開示先による行為について相手方に対し責任を負うものとし、

4. 前項の規定にかかわらず、申込団体及び楽天は、裁判所、行政庁、その他の公権力から、強制力を伴って、相手方に係る秘密情報の開示要請を受けた場合、必要と認められる範囲で当該要請に応じることができるものとし、ただし、可及的速やかに、当該要請を受けた事実を相手方に通知することを要するものとし、
5. 申込団体及び楽天は、相手方から事前の書面による同意なくして、本契約の遂行のために必要最小限の範囲・分量を超えて秘密情報を複製してはならないものとし、
6. 申込団体及び楽天は、相手方の要求があったとき、又は本契約が終了したときには、自動バックアップ機能等により保管された消去が困難なものを除き、本契約に基づき開示された相手方に係る秘密情報を破棄、又は削除しなければならないものとし、
7. 申込団体及び楽天は、前項における相手方に係る秘密情報の破棄又は消去に際しては、当該秘密情報を認識・使用できない状態にしなければならず、かつ相手方から要求があったときは、当該秘密情報を破棄又は消去したことを証明する書面を相手方に提出しなければならないものとし、

第13条（損害賠償）

申込団体及び楽天は、本契約に違反して相手方に対し損害を発生させた場合、当該相手方に直接かつ現実に生じた損害に限り、これを賠償するものとし、ただし、故意又は重過失により生じた損害を除いて、損害賠償の上限は、本契約に基づき楽天が申込団体から現実に受け取った金銭の累計額とします。

第14条（有効期間）

1. 本基本契約の有効期間は、成立日から1年間とします。
2. 楽天は、30日前までに申込団体に書面通知を行うことにより、いつでも本基本契約を終了させることができるものとし、ただし、本基本契約が終了しても、個別契約は当然には終了しないものとし、当該個別契約に基づく各債務が履行されるまで、本基本契約の条項が引き続き適用されるものとし、
3. 本契約終了後も、第4条（所有権及び危険負担）、第10条（権利の帰属）、第11条（権利譲渡の禁止）、第12条（秘密保持）、第13条（損害賠償）、第17条（準拠法・合意管轄裁判所）、第19条（協議）及び本項の規定は、有効に存続するものとし、

第15条（契約解除）

1. 申込団体及び楽天は、相手方に以下の各号のいずれかが発生するおそれがある場合又は発生した場合、何らの通知催告を要せず、直ちに本基本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - （1）本契約に違反し、相手方から是正の要求があったにもかかわらず、相当期間内に是正しない場合、又は当該違反が是正不能なものである場合
 - （2）支払停止状態に陥った場合、又は財産状態が悪化してそのおそれがあると認められる相当な理由がある場合
 - （3）不渡処分を受けた場合又は、手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - （4）差押、仮差押、競売、租税滞納処分の申立てを受けた場合
 - （5）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てをした場合
 - （6）解散、営業若しくは事業の全部又は重要な一部の譲渡、自らが消滅会社となる合併を決議したとき
 - （7）監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - （8）その他本契約を継続し難い重大な背信行為があった場合
2. 前項による解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 申込団体及び楽天は、相手方に対し、本基本契約の期間中、次の各号のいずれにも該当しないことを保証するものとします。
 - （1）自己並びに自己の役員及び従業員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを総称して「暴力団員等」という。）であること
 - （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3）暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること
 - （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 申込団体及び楽天は、相手方が前項各号に反し、又は反していると合理的に疑われる場合、本契約を解除することができるものとします。この場合、申込団体及び楽天は、本項に基づく解除権行使であることのみ相手方に通知すれば足り、合理的な疑いの内容及び根拠について相手方に対して何らの説明・開示をする義務を負わず、本契約の解除に起因し又は関連して生じた相手方の損害について何ら責任を負わないものとします。

第17条（準拠法・合意管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関し紛議が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（規約の変更）

楽天は、本規約の内容を申込団体の事前の承諾なくいつでも変更することができるものとし、本契約もそれに従って変更されるものとし、この場合、楽天は、申込団体に対し速やかに所定の方法により通知するものとし、

第19条（協議）

本契約に規定のない事項が生じた場合、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合、申込団体及び楽天は、誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとし、